

第1章 組 織

○福島地方水道用水供給企業団理事会規程

〔昭和60年10月8日
管理規程第1号〕

改正 平成25年10月18日管理規程第4号

（趣旨）

第1条 この規程は、福島地方水道用水供給企業団規約（昭和60年福島県指令地第961号）第10条の規定に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 理事会は、次の事項を調査し、及び審議する。

- （1）企業団の基本方針及び重要な施策に関すること。
- （2）その他企業団の運営に関する重要な事項

（会議の招集）

第3条 理事会は、企業長がこれを招集する。

- 2 理事から理事会の招集の請求があったときは、企業長は、これを招集しなければならない。
- 3 理事会開催の日時及び場所は、理事会で審議する事件とともに企業長があらかじめこれを理事に通知するものとする。

（会議の運営）

第4条 理事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 企業長は、理事会の議長となる。ただし、企業長に事故があるときは、あらかじめ企業長が指名する理事をもってこれに充てる。
- 3 理事会の議事は、出席理事の合議により決定する。

（書面表決等）

第4条の2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された会議の目的たる事項について、書面をもって表決し、又は当該理事が別に

第3編 組織・処務（福島地方水道用水供給企業団理事会規程）

指定した者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月18日管理規程第4号）

この規程は、平成25年10月18日から施行する。